平成２５年（フ）第４２８号
埼玉県日高市大字鹿山446番地７
債務者　渡邉佳世子
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２号
埼玉県秩父市荒川上田野916番地３
債務者　加藤　　等
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
千葉県成田市本城286番地38
債務者　上原　裕之
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７３号
千葉県佐倉市中志津２丁目５番18号
債務者　飯野　広美
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１８８号
高知市五台山2802番地17
債務者　戸梶江津子
１　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４号
北海道留萌市沖見町３丁目132番地の３　平澤光保
債務者　平澤　文彦
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２５年（フ）第５号
北海道増毛郡増毛町畠中町１丁目
債務者　齊藤　晴恵（旧姓丸山）
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２５年（フ）第４１２号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目14番地４　パークサイドハイツ203、前住所埼玉県富士見市山室２丁目18番25号
債務者　長野　　潤
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４１５号
埼玉県所沢市小手指南２丁目５番地の７
債務者　渡辺　清喜
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３０号
神奈川県平塚市平塚１丁目７番４号
債務者　平山　賢一
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３６号
神奈川県平塚市見附町12番４号　石井ビル302号
債務者　錦織　昌典（旧姓川尻）
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２６２号
静岡県裾野市富沢275番地の１　サンフォレストMW―206、前住所静岡県富士市三ツ沢486番地の７
債務者　武田賀津子（旧姓菊池）
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
静岡県裾野市稲荷122番地の２　ニューいずみハイツ402
債務者　村上祐喜湖
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
静岡県三島市松本50番地の８　パステルビレッジW―５
債務者　堀田麻利子
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
静岡県三島市加茂45番地の７コンフォート加茂101、前住所静岡県三島市佐野見晴台２丁目30番地の12
債務者　小松　　博
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
愛知県一宮市千秋町勝栗字削栗313番地１
債務者　ジョイフルなかむらこと　中村　正義
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５９号
愛知県江南市後飛保町東高瀬70番地　レインボー江南206
債務者　和田喜代子（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部